

厚労省 生活保護受給者 パチンコ調査!!

厚生労働省が、生活保護受給者の「パチンコ等の状況」を実態調査するよう自治体に文書で依頼していたことが「一日までに明らかになりました。福祉関係者は、「人権侵害につながりかねない調査項目もある」と批判が上がっています。

(原井豊紀)

自治体に依頼文書

問題の文書は「生活

保護受給者におけるばらんご等の状況等調査回答様式

出されました。

保護者におけるばらんご等の状況の把握

について(依頼)と題

事務連絡は「生活保

護受給者が保護費では

月3回付で都道府県や

政令都市、中核市の生

活保護担当係長あてで

る指摘がある」とし

まくじ・福引も

事業を行なうことに関する指摘がある」とし

て、「生活保護費受給者がばらんご等を行つている状況について把握したい」ので調査して回答するよう求めています。

調査項目は実態の把握状況、把握の方法、対応など多岐にわたっています。調べる内容には「まくじ・福引きなど」も含まれています。

「不正受給」への保護費返還を定めた生活保護法78条の適用を尋ねる項目では、「まくじの当選金額10万円の未申告に対して78条適用のケースを記入例としています。

本紙の問い合わせに同省担当者は事務連絡を出したことを認めましたが、調査結果を受けて「(自治体に対し)新しく指導方針を変えよう促すものではない」としています。

一方的「不正受給キャラクター」が行われる

東京都内の自治体で生活保護に携わる職員だった田川英信さんも「生活保護利用者にパチンコなどを一律に禁じ止することはおかしい。それを明示しないアンケートなので、自治体側が厚労省はパチンコなどを認めないと誤解し、忖度(そんたく)をしかねない」と指摘します。

安形さんは「不正受給は認められないが、い」と指摘します。

アンケートなどで、この調査が生活保護制度への誤った世論づくりにつながることを危惧していることを表明。田川さん

が不適切ではないか」と、こう指摘します。

「依存症気味」の利

用者に対する本來の懸念されると述べています。

人権侵害につながる恐れ

生活保護受給者におけるばらんご等の状況等調査回答様式

(別紙)

※平成28年4月1日～平成29年3月31日における状況をご記載ください。
本集計の關係上、セルの挿入や削除は行わないようご協力をお願いいたします。

都道府県市本庁名

○事項1

生活保護受給者がばらんご等を行うことにより、被保護者に対して助言や指導指示を行った件数をご記載ください。また、指導指示の内容や具体的な事例についてご記載ください。

件数	人數
0件	0人

(内訳:件数)			
ばらんご	競馬	競輪・オートレース	競艇

厚労省が各自治体に依頼した調査の回答用紙の一部

不適切な記入例

全国生活と健康を守る会連合会の安形義弘会長は、こうした調査を「質問項目を記入例が不適切ではないか」と、こう指摘します。

「依存症気味」の利

用者に対する本來の懸念されると述べています。